一審判決文抜粋

民法774条~776条(以下「本件各規定」という。)は、父(夫)にのみ嫡出否認の訴えの提訴権を認めることによって、合理的な理由なく、父と子及び夫と妻との間で差別的な取扱いをしており、社会的身分による差別(憲法14条1項)に該当し、同項及び憲法24条2項に違反していることが明らかである。それにもかかわらず、国会(国会議員)は本件各規定の改正を怠っており、その立法不作為は、国家賠償法上違法である。

民法の関連規定

(嫡出の推定)

第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日か ら300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

(嫡出の否認)

第774条 第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

(嫡出否認の訴え)

第775条 前条の規定による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。

(嫡出の承認)

第776条 夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。

戸籍法の関連規定

第49条

出生の届出は、十四日以内(国外で出生があつたときは、三箇月以内)にこれをしなければならない。

- 2 届書には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
 - 二 出生の年月日時分及び場所
 - 三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

- 四 その他法務省令で定める事項
- 3 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第52条

嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、 母がこれをしなければならない。

- 2 嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。
- **3** 前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の 者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。

第一同居者

第二出産に立ち会つた医師、助産師又はその他の者

4 第一項又は第二項の規定によって届出をすべき者が届出をすることができない場合 には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。